**武蔵剣友会規約**

第1条　（名称）  
本会は武蔵剣友会と称し、ふじみ野市剣道連盟の下部組織とする。

第2条　（目的）  
本会は、剣道を通し心身の鍛錬と、青少年の健全な育成に寄与すると共に  
会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条　（会員）  
1、本会の会員は、小・中・高校生は保護者承認の上、所定の手続きにより  
　その資格を得たもの。  
2、剣道愛好者、及び有志

第4条　（役員）  
本会は、小・中・高校生の保護者、剣道愛好者、及び有志の中から  
会長1名、副会長1名、事務局1名、監査1名を選出する。

第5条　（役員の任期）  
役員の任期は、1年とし再任を妨げない。

第6条　（役員の選出）  
会長は、総会にて選出し、副会長・事務局・監査は、会長が任命する。

第7条　（役員の任務）  
1、会長は本会を代表し、会務を統括する。  
2、副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。  
3、事務局は、本会の庶務及び会計事務を行う。

第8条　（会議）  
本会は、小・中・高校生の保護者、剣道愛好者、及び有志により、原則として  
年1回総会を行う

第9条　（会計）  
本会の経費は会費、寄付、その他の収入を以て充てる。

第10条　（入会金、及び会費）  
1、入会金　2,000円/一人  
2、会費　　1,000円/月（家族単位）

　　　　　　但し、中学・高校生及び準会員の単独入会については、別途定める。

第11条　（会計年度）  
毎年4月1日始まり翌年3月31日に終わる。